

## 令和3年白老町議会議会運営委員会会議録

令和3年10月13日（水曜日）

開 会 午後 0時58分

閉 会 午後 2時13分

---

### ○会議に付した事件

協議事項

1. 令和3年白老町議会定例会10月会議について
  2. 令和3年白老町議会定例会12月会議の予定について
  3. 全員協議会の開催について
  4. 第5次議会改革の検討について
  5. 自治基本条例の検証（議会の検証）
- 

### ○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	長谷川かおり君
委員	森哲也君	委員	前田博之君
委員	吉谷一孝君	委員	及川保君
副議長	氏家裕治君	議長	松田謙吾君

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午後 0時58分）

---

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、1、白老町議会定例会10月会議について、2、令和3年白老町議会定例会12月会議について、3、全員協議会の開催について、4、第5次議会改革の検討、5、自治基本条例の検証、6、その他でございます。それでは少々順番を変えさせていただきますが、本日5番の自治基本条例の検証についてこちらを議題とします。

大塩企画財政課長に説明を求めます。大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 企画財政課の大塩です。本日は時間を頂戴いたしましてお話をさせていただきたいと思っております。本日お話をさせていただく内容といたしましては白老町自治基本条例の検証についてでございます。こちらは今日お話をさせていただく内容といたしましてはどちらかというようお願いということでございます。資料に基づきましてご説明させていただきます。1番目の自治基本条例の検証というところでございます。皆様ご存知のとおり白老町自治基本条例につきましては、平成19年1月1日から施行しておりましてこれまで自治基本条例の検証ということで条例の36条には条例が形骸化しないように5年を超えない期間できちんと見直しをしましょうというような条例の規定になっているところでございます。これまで3回、自治基本条例を検証しておりまして本年が見直しの時期というような形になってございます。それを踏まえまして今年度見直しの時期というところでございまして、今回の検証方法につきましては過去2回については、自治基本条例の検証委員会というものを設置しておりまして町民、議会、行政の3者により委員を選出させていただいて条例を検証してきたところでございます。議会におかれましても、これまで2名の議員の方々にこの検証委員会に出席をさせていただいて検証していただいたというところでございます。本年の検証方法につきましては昨今の社会情勢ということでコロナというような状況を踏まえますと、なかなか会議体として3者が集まって会議を開くということはなかなか難しい状況であるというようなことと、1回の委員会ということであれば何とか開催できるかと思っておりますが、これまでの経緯を踏まえますとやはり回数を重ねて検証しているというような状況を踏まえますと集まりづらいららうということで、今年度は特例的に新たな試みということで町民、議会、行政それぞれが分割的な検証方法を実施するというところで進めてまいりたいという考え方でございます。その中で議会の自治基本条例に定められている部分につきましては、議会の内部で検証をしていただけないかというようなことで今日、議題としてお願いに上がった次第でございます。今後の検証の方法のスケジュールというところでございますが、議会の部分でいきますと、今日こういうお話をさせていただいて可能であれば今月中に、例えば委員会で検証するか議員全員で検証するかかそのようなことを決定していただきまして、その後には来年の1月、2月ぐらいにその検証の結果を取りまとめていただきまして、それは平行的に行政の部分、町民の部分ということでそれぞれ検証いたしまして、最終的な全体の検証結果を3月ぐらいをめどに、もちろん条例の全体の部分を議員の皆さんにご意見を頂戴したり、ご議論いただいて最終的に条例の改正が必要だというよう

な結論があれば、来年度以降に条例の改正案を上程させていただくという内容になっているところでございます。条例の検証につきましては、議会の部分の検証につきましては改めてその場が決定した段階で担当課から内容について、詳細について説明をさせていただいて検証していただくという内容になっているところでございます。本日の結論といたしましては検証内容について、どういふことでやっていったらいいかということをご検討いただきたいというお願いでございます。

次ページに参考までにというところで最近、自治基本条例を見直した自治体、ホームページ上での検索のものですから全て拾い上げているわけではございませんが、確認できた自治体を記載しているところでございます。苫小牧市から恵庭市、小樽市、裏面にもニセコ町、栗山町ということで他の自治基本条例の検証結果というようなことになっているのですけれども、最近の流れといたしましては条文の改正はいらぬ、ただし運用についていろいろと検討することが必要ということややはり中身としましては、重要なところは5年間を振り返ってみていかがだったのかというようなことと、運用の改善面がないかということが検討の中心になってくるかと担当課としましては押さえているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

**○委員長（小西秀延君）** ただいま大塩企画財政課長より資料5に沿ってご説明をいただきました。そして参考資料も皆様にご拝読いただいたかと思ひます。これについては大塩課長から出ましたとおあり過去2回、検証委員会をつくってやってまいりましたが今回はつくらずということでそういうことになりますと、自ずと議会内部で検証をするということになるかと思ひます。それで以後、町側の企画財政課が中心となって合わせて検証を行っていくということになるという流れで説明をいただきました。そこまでご承認いただけるかどうかということでございますので、それについてご質問のあります方はどうぞ。

松田議長。

**○議長（松田謙吾君）** 今、議会が検証をしてというお話がありましたが大違うのではないのでしょうか。基本条例というのはまちの条例なのです。まちが5年ごとにきちんと出したものを議会が検証するのが普通の流れではないのでしょうか。議会に丸投げしてそれでよしとするのはおかしいと思ひます。自治基本条例は町民が主体になって、まちが主体になって決めたことをそれを議会がどうなんだということが私は正規なことだと思ひます。今の提案は行政側の丸投げです。私はそれはおかしいと思ひます。自治基本条例というのはそういうものではないと思ひます。町民とまちがつくるのはいいのです。議会というのは別物なのです。

**○委員長（小西秀延君）** 大塩企画財政課長。

**○企画財政課長（大塩英男君）** 私の説明不足の部分もありまして議長のおっしゃるとおりで町民と行政ともちろん議会も一緒になって自治基本条例の運用も含めてやってきたのです。今回、議員の皆さんにお願いしなすということではなくて先ほど申しましたとおあり、我々が一緒になってというのはおかしいのですけれども、どういふような中身でやっていったらいいかですとかそういうようなことを一緒になっていふとおかしいのですけれども、それはもちろんご説明をさせていただきながら、例えば今回の議会の検証については議会運営委員会で検証しようということが決定したならば、我々がそこに入れていただいているいろいろとこういふような課題がありますとかこう

というようなことがありますというようなことの中で、一緒に検証させていただくというようなイメージだったので私の説明不足で申し訳ありません。

○委員長（小西秀延君） 松田議長。

○議長（松田謙吾君） 私は議長として言っているのではありません。議員として言うのであればやはり自治基本条例というのは町民とまちが主体でどちらかというと議会はそれを検証する場です。付け加えるものは加えてだと私は思います。これは私の意見ですので皆さんの意見をお聞きしたいのです。

○委員長（小西秀延君） ご意見を承ります。及川委員。

○委員（及川 保君） 意見ではないのですが白老町自治基本条例、その中に議会としての議会条文があるのです。そういう意味においては企画財政課長にお聞きしたいのですが議会における自治基本条例を議論してほしいということなのか、全体を議論してほしいのかお聞きしたいのです。

○委員長（小西秀延君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 私の説明不足で本当に申し訳ありません。私たちがいまご提言申し上げているのは自治基本条例の中に議会ということで15条、16条、17条、18条、19条、20条、21条ということで条文があるのですけれどもこの部分についてご検証をいただきたいということで。それでそれぞれ行政の部分、町民の部分ということで最終的にその取りまとめた全体条例の中について、最終的にもう一度議員の皆さんにご説明をして最終的な条例全体についてまたご意見を頂戴するという想定をしているところでございます。

○委員長（小西秀延君） もちろん全体的なところは町がまとめますが、それを議会に上げていただいて正式に4月ということになっていく流れで間違いありませんか。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 間違いありません。

○委員長（小西秀延君） ということでございまして議会条文については議会がということでございまして、それ以外を検証するというものではございません。全体は改めて議会という立場で検証を行うという流れでございまして。そういう形で進めてよろしいかということで進めてまいりたいと思っておりますがほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 議会の内部での進行の仕方はこの後話合って行きますので、町側に聞くことがなければ大塩企画財政課長は退席になりますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 大塩財政課長ありがとうございました。

それでは引き続きまして5番の②なのですが同じところで検証の方法についてでございます。先ほど大塩課長が言われたとおり過去には議会から2名を委員として出しておりましたが、議会条文の検証についてどういうやり方をしたらいいか今決めるということではございませんが、ご意見があれば承りまして次回以降に進め方をまとめていきたいと思っておりますが、ご意見をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） なければ町からこういう進め方をいただきましたのでこちらを委員長、副委員長でまた検討いたしまして皆様に改めてこういう進め方はどうでしょうかとか意見を聴いたり、進めさせていただきたいと思いますが、そういう進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ではそのように進めさせていただきます。

それでは順番を戻しまして協議事項の1、令和3年白老町議会定例会10月会議についてであります。（1）定例会10月会議の日程について本間事務局長お願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 定例会10月会議でございますが町側でこの後、一般会計補正予算、コロナの交付金事業関係を含めまして予定があるということ、それから下水道の特別会計で補正案件があるということと財産取得というような3件ほどの予定がされているということでありまして、日程の調整をした結果10月29日金曜日、1日間になりますけれども慣例でコロナの交付金事業が入りますので、その前の26日に議案説明会を開催いたしましてこの後、議会運営委員会という日程で取り計らっていただきたいというところでございます。

○委員長（小西秀延君） 10月会議の日程についてただいま説明がありました。これにご質問等はございますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 本間事務局長から議案説明が26日、コロナの関係の事業はかなり大きいのですか。ということはこれまで事前説明をしても、議員から声が上がっても一切修正を加えないで説明ありきなのですけれども、そうであればそのような時間をわざわざ取ることはないと思うのです。本会議だけすれば、コロナだけであれば、こういう問題で意見を聞いて事業者の枠を広げるであるとか企業がどうだとか、そういう裁量があつて説明会を開いて本会議に議案が多少直るなりしてくるならいいのですけれども、ただ説明だけというのであれば当日説明を受けて質疑すればいい話であつて、建前論だけでやられても困るのです。案件はいくつもあるのでしょうか。1件、2件であればどうもならないのでは。

○委員長（小西秀延君） 町側を代表する人がいまいらっしゃるんで答えづらくなりますが、本間事務局長どうぞ。

○事務局長（本間 力君） 件数が何件かというのはただいま調整中のところもありまして、最終的には確認はできていないのですが前田委員が言われるとおり、以前からこういったお話があったところでございますので再度、町側にはこれまでの交付金事業の議会での議論、また町側の検討において最大限精査して対応するには事務局からも申し上げておきますが、今のお話からいきますと機械的にというのは語弊がありますが、そういう流れになるかどうかということも何とも言えないところなのですが、事務局としては慣例を踏まえて従前からのコロナ交付金の対応がある場合は議案説明会という形で対応させていただきましたので、それに沿った形で今回も26日に議案説明会という流れで進めたいと調整いたしましたのでご理解いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） この前も質問しています。新たにコロナ対策で事業内容が変わったり、国が各自治体に配分して金額を大きくして新規に行うということの施策的なものがあるならいいので

すが、これまでの交付金を精算して余った部分をどこに振り分けるかという程度であれば、そこまでする必要があるのかというところなのです。2,000万円、3,000万円が余って行政もいろいろ考えたのだけれども、議員の身近な町民の声を反映させたいと新たな事業があったら付けますよというぐらいの姿勢があるならいいのですが、これまでの事業を清算して私たちこう付けましたから説明しますよという、ガス抜きみたいなことをされると議会の意義はあるのかというところです。建前上は聞きますとなるけれども、そこははっきりしたほうがよいのではないのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 本会議等であれば町側がそれについてお答えできるのでしょうかけれども、私は委員長としてお答えする立場にもないと思いますし、この議案説明会をやるかやらないかというところで今、議会運営委員会でお話しになるかと思うのですがおそらく新たに交付金が来たという話ではございませんので、前田委員が言われるとおりに残ってる事業分、使わなかった未使用の部分があるかもしれません。財源まで私たちも聞いていませんので内容的には深くは分かりませんが、そういうことなのかという想像はつくところであります。前田委員からも議案説明会までやる必要があるのかというご意見が出ておりますが、それについてご意見ある方はどうぞ。

及川委員。

○委員（及川 保君） 前田委員のおっしゃっていることも一理あるのですけれどもボリュームによって通常の案件であれば直前の議会運営委員会で行ってきました。そういう形は取れないのかどうかなのです。議案説明会を開いて何件かの案件の説明を受けるのかどうか、その辺りの加減です。

○委員長（小西秀延君） 先ほど局長が言われたとおりにコロナに関しては交付金が来た時には大変高額な補正になっておりました。それを考慮して議案説明会というものを開いておりました。以前は定例会以外では議案説明会は開いていないのです。従来の定例会、12月、3月、6月、9月でしょうけれども大きかったためにこういう形を取ってきました。今回も従前にならってコロナの交付金があるのかということでこういうことになっておりますが、残金もそんなにないのであればいいのではないのかというご意見が多いのであればです。

前田委員。

○委員（前田博之君） 議案説明会を開くか開かないかどうかと言えないと思うのです。及川委員が質問した部分で事案が少なければ議案書を4日前あるいはもっと早めに送っていただいて内容だけ見れば後は本会議で議論すればいい話であって、もしどうしても件数が少なくても町はこれまでいろいろと対応しました。事業はあまりないのです。皆さんから意見を聞いてやりたいですとかそれが町民に交付金が活用できる事業であれば追加したいという心を持って全員協議会か議案説明会を開くのであればいいのですが、そうではなくてただ事業調整の精算でこのような事業をやりたいというようにあげるのであれば、及川委員も言われたように事前に議案書を送っていただければ後は本会議で議論すればいいだけの話です。後は先ほど言ったとおりに、ここで皆さんどうだと言えないと思いますから正副委員長が内容を精査して必要であれば開いていただいてもいいですし、必要なければ今言ったような形で承知して欲しいと思います。これは議会としても大事なことです。ただ町は説明しましたということでガス抜きのような話をされても形骸化されてしまっています。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

---

再開 午後 1時23分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

今、前田委員から意見がありました但皆様がよろしければ委員長、副委員長そして議長の判断に26日の10時から議案説明会を開催するかしないかを、ご一任いただいで皆様にはファクス等でご連絡をするということにさせていただければ。内容も私たちが詳しく聞いていないものですから判断は今できかねると思います。ご一任いただければそういうことにしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それではそのような形を取らせていただきます。よろしくお願ひいたします。10月会議の10月29日、1日間というのは決定ということにさせていただきたいと思ひます。議案説明会は一応、決定ですが中止になる可能性がありそれはご一任いただくということで進めさせていただきます。

次、2番、令和3年白老町議会定例会12月会議日程について本間事務局長お願ひいたします。

○事務局長（本間 力君） 少々早いのですが定例会12月会議の日程でございます。資料1をお開きいただきたいと思ひます。昨年同様のスケジュールに暦を合わせて設定しております。12月14日から16日まで予備日を含めまして一般質問が3日間です。これまでと同様に議長の申送りのとおり3人ずつのspanで、おおむね9人から11人の想定でこの日程で収まるかという捉えで設定しております。最終日、一般議案を含めまして4日間という日程で20日の予備日も入れております。

○委員長（小西秀延君） 12月会議の日程ということでございます。資料1で本間事務局長から説明がありました。日程につきましてこのとおりでよろしいかご意見がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それではこのように進めさせていただきます。

3番、全員協議会の開催について本間事務局長お願ひいたします。

○事務局長（本間 力君） 全員協議会の要請が先日ございまして資料2になります。政策推進課より白老町都市計画マスタープランの改定ということで、現在進捗状況を含めまして中間報告という流れで基本的な考え方、現在までの検討状況、今後のスケジュール等ということで全員協議会の要請がございまして、日程的には29日に本会議がございましてその後という流れで開催をと思ひます。

○委員長（小西秀延君） ただいま説明のありました全員協議会の開催について、質問のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは10月29日、定例会終了後ということで進めさせていただきます。

続きまして4番、第5次議会改革の検討についてこちらも説明を本間事務局長からお願ひいたします。

○事務局長（本間 力君） それでは（1）、議会議論の活発化、（2）の政策提言提案の充実⑧と政策形成過程の充実⑨について資料3と資料4を一括して説明させていただきます。

資料3をお開きください。前回からのおさらいになりますけれども、タブレット導入環境整備についてということでご承知のとおりタブレット15台を8月に納入済みでございます。現在、(2)になります環境設定、研修等の調整をしております。設定等の作業がおおむね今月中には終わるかという予定で町の情報担当と調整をしているところでございます。操作方法の説明は研修という流れで検討しているところですが、米印になりますけれども市内のWi-Fi環境が今の工程で行きますと令和4年1月年明けとなる予定もあって、この議事堂を含めて議会事務局内のWi-Fi環境がまだ充足できてないという現状です。ポケットWi-Fiを用いてやるという方法も踏まえて検討中なのですが、操作方法の説明については11月以降で予定しているということでご承知いただければと思います。日程等が決まれば迫って連絡を差し上げたいと思います。

それからタブレットの試行運用とする事項でございますが、これもおさらいになりますけれども①のメール送受信ということで招集通知、定例の事務連絡、議会だよりの校正などというところで想定をしております。当面、ファクスでの送信等はUSBでのデータ交換なども含めて継続していきますので、全てメールだけということには議会事務局機能が停滞を招く恐れもありますので、そういったところは十分に考慮しながら進めるということを前提としております。②、共通カレンダーの作成ということで、議会事務局のホワイトボードに記載しているところが分かりやすいと思いますけれどもあちらに日々、変更、追加等がございますが定期的に来られる議員さんもおられますけれども、これをタブレットで見られるようにしていきたいと考えております。もちろん月ごとの行事予定はファクス、紙ベースで継続する予定でおりますのでそういった流れです。③、データ格納庫の共有ということでクラウドという言葉を使わせていただきますが、インターネット環境上で保存できる場所がございます。議案関係なり議事録なり今USBで渡している音声データ、また町側で精査をかけて行革でやっておりますけれども各種計画などです。保存容量に制限がございますのでそういったところは必要に応じて状況を見ながら、充実をさせていきたいということでタブレットの環境設定ができ次第、3つの項目に沿ってまずは皆さんでなじんでいただきたいと考えております。今後の検討事項ということですが、今年中にと来年の中でのということにはまだまだ区切れないところではありますけれども、①に関してはタブレットの取扱基準ということは早々に要綱なり規定という形で、法的な根拠はないところも独自の運用ですので要綱または規定という扱いになろうかと思いますが、機器の管理責任は議会事務局に帰属することになりますけれども管理責任の所在であったり運用の範囲、適正利用、そういった個人情報漏えい等の掟えもありますけれども、そういった適正利用等の整備を行うために要綱又は規定を設けることが真っ先にやらなければいけないことです。その後に議事堂へのタブレットの持込に関しまして従前から携帯電話等の扱いもありますので会議規則第85条、こちらを個人スマートフォンを含みどういう形で検討していけばいいかというところでの次回以降の継続協議かと考えております。それから本日は資料配布だけになっておりますが、一番後ろにつけております道新の夕刊の記事がありますけれども、オンライン会議での主に環境整備につきましても、何らかの形でいつの時点かではそういった部分は進めなければいけない。ご承知のとおり本会議の持込については自治法が改正しない限り原則できませんので、そういったところは国が消極的というか新聞の掲載記事にもございますので、状況を勘案しながら町としても可能であれば模擬的に何か扱えばいいかというところを考えていきたいというこ



とでございます。

続きまして資料4に移らせていただきます。各会派ごとにご意見をいただきまして改めましてありがとうございます。⑧、政策提言、提案の充実というところで今回、会派名は入れていませんが各会派の意見というところで、点線枠で囲ったところが意見を出していただいたところになります。政策研究会を含め各委員会では計画時において提言に至る調査事項として委員会報告にとどめるか、その方針を持って活動するか、必要に応じて再検証、再確認する仕組が必要だということ。常任委員会、所管事務調査の充実、強化し政策提言につなげる。政策研究会を2班にし政策提言、提案の充実を図るということ。その2班にすることによっては大幅に日程が増加するという課題も意見としていただいております。政策提言、提案の充実を図るうえでは広報広聴活動の充実、強化が必要であるということで広報のリモート発信の強化であったり町民向けの議会活動を広く展開していくこと、それから広聴としては所管事務、分科会活動の充実。企業、団体、行政といったところでの情報を収集していくといったところです。それから議会懇談会、出前トークの充実ということで町民との対応です。それからニーズに沿った仕組づくりの検討というところで、こちらも町民向けというところでの意見でございます。それから最後になりますけれども常任委員会における所管事務調査等で町側に意見を具申するが一方通行になっていないか。成果が見える仕組づくりが重要ではないか。その他、提言の充実や質の向上も必要だと。それから町側の提言、意見の仕方も文言を羅列するのではなく簡潔に誰が見ても分かりやすいようにということで、括弧で例を上げておりますが①何々すべきである、②何々ということで分かりやすいようにという内容かと思っております。そういったところと分科会の充実、強化が必要ということで今の仕組の中でもどうやって改善、強化を図るかというような総体的なご意見かと具体的にこういう部分、所管事務であったりそういう部分をもっと強化すべきかというような共通した政策提言、提案の充実と捉えております。こういったご意見が各会派からいただいたというところでまずはご報告させていただきます。

裏面の⑨、政策形成過程の充実というところでのご意見でございますが、同じように点線枠の中で項目が出されております。まず代表質問、一般質問化、一問一答方式、時間制限なしという流れはどうかというところです。それから質問全般、論点の明確化、どういう政策または事業にしたいかなどが上げられております。検討ポイントに上げられております3つの連動が必要ではないか。決算審査が予算に活かせる仕組づくりができないかということ。予算等審査特別委員会において議会の要望等により臨時事業費説明書が導入されて説明が分かりやすく改善された。これは今までの議論の成果の部分を評価されている項目になるかと思っております。それから予算と決算の連動ということで決算審査がその内容が次年度予算に反映できる仕組ができないか。おそらく今、9月に決算審査特別委員会が行われましたけれども、当然のことながら令和3年度の年度が入って執行中でありましてしなかな令和4年度の次年度の議論、審査には入れないという現状でございますのでそういったところでの予算・決算の流れもそれぞれ一般質問、代表質問がありますけれどもそういった部分での反映できる仕組が必要ではないかという意見かと思っております。それから行政側の懸案事項等の対応における進捗状況と提言や意見を踏まえた検証がなされていないという現状だということで、それをフィードバックされる仕組づくりが必要ではないか。特に一般質問でこれまでの懸案的に示されたところが検討しますというような町側の答弁かと思っておりますけれども、それらがどうなってい

るか確認する場面が増えているというような意見です。そういう意味で評価指標の明確化、できる限り数値で表すとか事業の見える化です。まさしくPDCAサイクルの強化が必要というところでのご意見だと思うのですが、ここに関しては事務局でも定例会ごとにそれぞれ一般質問、9月は決算審査にもおよぶところで特に今後の検討、懸案事項として議会で議論された部分に関しては総務課経由で議会事務局から懸案事項は示しております。それを課長会議等で協議をしていくという流れはあるのですがそれを何かまとまった形で、議会の機能としては振り返りがございませんというようなご意見かと思えます。こういったところも重要性がどうかというところでのご意見かと思えますので、本日、ご意見をいただきましたので本日以降でこういった中で議会改革を進めさせていただければと思います。説明は以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 1か所、意味合いの違いがありまして、資料4の裏のページで各会派の意見で代表質問の一般質問化というのがありますがこれが逆の意味で、代表質問が各個別の事業に対しての時間制限がないような一般質問化になってしまっているということです。代表質問はあくまで政策論議であって町長が提出した執行方針、教育方針において政策議論ということになっておりますので、そういうところを少々精査していったほうがいいのではないかと意味で捉えていただきたいということでお願いします。

こちらのタブレットと政策提言、提案の充実そして政策形成過程の充実ということでタブレットが多少遅れていることもありまして、同時進行ということで大変難しいですが皆さんに会派でまとめた意見も見えていただきまして、これで2本立てで進めていく、内容としてはもう少々委員長、副委員長にお時間をいただいて、内容につきましては皆さんとご協議していきたいと思いますがここまでについてご質問等ございますでしょうか。Wi-Fiが年内ぐらいには終わると言っていたのですがかなり工事等が立て込んでいるようで、少々遅くなっておりますが2本立てで進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それではこのように進めさせていただきます。

及川委員。

○委員（及川 保君） 今の政策の2本立ての関係なのですけれどもこれからどういう形に持っていくのかお考えがありますか。

○委員長（小西秀延君） 先程お話をさせていただいたのですが特にタブレットは少々遅れていると本間事務局長から説明がありましたとおり、今後の検討事項やタブレットの試行運用ということで進めてまいりたいと思いますが、こちらの政策提言、そして政策形成の過程の充実です。こちらはもう少し委員長、副委員長に時間をいただきまして各会派からいろいろな提言、進め方をいただきました。それをまとめて皆さんにこういう進め方はいかがでしょうかという進め方の提示を、次回以降にさせていただきたいと思っております。今日は各会派の皆さんのご意見を羅列してありますが、こういうご意見が出ていましたということでご参照をいただいて中身を把握していただいた上で次回以降を進めてまいりたいと思えます。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 言葉足らずで申し訳ございません。事務局としましてもこの令和3年

という期間の中で、今回の改革項目を一定限まとめ作業を進めたいと思います。委員長のおっしゃられたとおり今後のまとめ方は正副委員長を含めて今後の提示になりますができれば、定例会12月会議において第5次議会改革の中間報告という形で、令和3年の部分の3項目についてはまとめるということで進めさせていただきたいと思っておりますので、この後10月の後半にかけてまたは11月中にはそういった報告案を議会運営委員会でもまとめる作業も含めて行っていきたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 資料4の裏面に会派意見があります。この中で3つ目の3つの連動というものがあります。3つの連動というのはこれは何をいつているのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 政策形成過程の充実という⑨書いているところもありますし、検討ポイントというところの部分にあります。事前評価（予算）、事中評価（執行）、事後評価（決算）という一つ置き換えますと検討ポイントに書いています。事前評価というところで行きますと予算等審査特別委員会の課題、改善点。事中評価、執行というところで行きますと約という印をつけておりますけれども代表、一般質問であったり所管事務調査、それから事後評価の部分は決算審査というような、その3つの連動がもっと必要だということでの意見となります。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） この3つの連動が必要。決算審査は予算に活かせる仕組づくりというのはその下にも書かれている予算と決算の連動、ここの部分と同じような意見ということでよいのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森委員。

○委員（森 哲也君） 3つの連動のところは私が書きまして、2個下の予算と決算の連動のところと同じ仕組づくりというところは同じ考えです。

○委員長（小西秀延君） いろいろな会派のご意見が出ておりますので整理できればと思います。ほかに分からないようなところはないでしょうか。また疑問点などが出ましたら事務局か私にお尋ねいただければ分かるところは、ご説明させていただきたいと思えます。

それでは4番はよろしいでしょうか。

5番は終わっておりますので6番、その他でございます。（1）、議員報酬の取扱についてでございます。これについては議会運営委員長にある議員から議員報酬の取扱ということで先にやるはずになっていたのですが、どうなっていますかというお話を受けまして再度、議会運営委員会の皆様に諮らせていただきました。先般の議会運営委員会の中で正副委員長、松田議長、氏家副議長そして政策研究会でのテーマにもなっておりますので、大淵座長からもご意見をいただいております。ということで皆様からご意見をいただきました。その中で今コロナ禍ということで非常事態、大変な国難を迎えている中で、白老町の議会の議員の報酬を上げていく議論を始めるのが適切な時期なのかどうかということをお話と議論をさせていただいた結果、これはタイミング的に非常によろしくないであろうというご意見が多く寄せられました。そういう中で委員長といたしましては課題として一番大事なことだということで、時期的にも早くやると言っていた一人でございますので、こ

れはやらなければならないことだと思っておりますが、今の時期としては避けたほうが良いという結論に至りました。こういう決め方で進めさせていただいてよろしいかどうか皆様のご意見をいただきたいと思っております。ちなみに先般、北海道の報酬委員会でも給与に関しては若干民間よりも高いけれども特別報酬、期末手当については削減をするというような上程もされておられますし、人事委員会についても厳しいご意見をいただいているという認識をしております。そういう中にあるということも伝えさせていただいて、皆さんからご意見を賜ればと思っておりますがいかがでしょうか。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 委員長が説明されたような状況でもありますし、全体的に国も地方も同じように苦しんでいる人がたくさんいるわけでそういった中で、今議員の報酬について議論するとか結論を出すというのは理解を得られないのではないかと私も思いますので、そこはそのように進めていただけて結構だと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見はございますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今の委員長からの報告は理解いたしました。ただこの議員報酬というのは改革の中で定数の問題もセットになっていたのです。議員報酬というのは我々の任期中ではなくて次期もないという考え方の判断でよろしいですか。たぶん今までは次回改選期の時に若い人たちの議員のなり手の関係もあってその一つとしての報酬もありました。それを合わせた部分も議員報酬も見送ろうという考えなのか、我々が任期中の報酬を上げたいという念頭があったのか言葉を聞いてみると、その辺が曖昧なのできちんと整理をしてください。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 前田委員のお話にもあったとおり今回の議会改革の進め方の中には定数問題も実はあります。そういう中において現時点のコロナの厳しい状況というのは誰しものが認識していることです。報酬問題にしても定数にしてもこれを逸してしまうとまた4年間、結局8年間投げるということになってしまうのです。途中で変えてということにはなりません。そういう意味においては非常事態で議員のなり手不足も含めて、若者対策も含めて先ほども政策研究会の中でもありましたけれども、その辺りのこともしっかりと踏まえた議論をしていかないと、単にコロナだけの問題でしてしまうとまたずっと投げってしまうことになってしまうのです。そこの辺りを真剣にもう少し議論していただきたいと思っております。今、議長、委員長含めてお任せしました状況でしたからその結果が出たということで、委員長の報告があったわけですからそれについては尊重はしたいと思っております。非常に厳しい白老町の議会の状況を踏まえてぜひ今後も進めていってほしいと委員長には申し上げておきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 私の説明不足だったかもしれませんが、今回このテーマを協議事項に上げるということは延期をしたいということで申し上げました。あくまでもこれは延期でございますので重要課題であるということは皆様にご認識をさせていただいて、今回、今任期でできなかったとすれば、次期の任期の方へこれを引き続き課題として残していきたいと考えております。ただコロナ禍がどこまで続くか任期前の選挙という問題も出てきます。今のところでは今任期にはなかなか難しいのではないかと考えておりますが、適宜それを判断させていただいてできなければ最悪、最

重要課題として次期に残すということで考えておりますがいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今の委員長のお話は分かりましたけれども、残された任期は2年です。今委員長が話をされた部分では状況を見ながらこの任期中に議会の報酬について機会があれば議論したいようなニュアンスで受け取りました。我々の任期があと2年あってもスケジュールを決めて1年なら1年前に方向性を決めなければならないのです。そういうスケジュール感からいうとどうなのかということもあると思うのです。それを含んで言っているのかもしれませんが。今のコロナの状況の部分については時限的なものですからできるかどうかは別にしても、それはそちらへ置いておいて今の状況については理解しておりますけれども、本来の議会改革の課題であるなり手不足及び人口減における報酬と定数については、改革としてテーマとして上がっていますからスケジュール感によってはその時期は先送りしましょうという議論しなくなってしまうのか。今からある程度時間もないから次回改選した方に任せましょうというのがあるのかその辺を近日中に整理しないと、短兵急に結論は出ないと思うのです。大きな課題ですから。それぞれ議員、会派によっても思想が違いますから。その辺はどういうスケジュール感をもっているのか委員長にお聞きしたいのです。及川委員が言われた部分も整合性がとれなくなりますのでそれはいかがですか。この後正副議長、委員長が話をするのか分かりませんけれども。

○委員長（小西秀延君） 先ほどもお話をしましたがコロナ禍というのはどなたに聞いてもいつめどが立つだろうという答弁は難しいと思っております。かくいう私もそう考えております。いつこの議論を再開したいということはこの場では私は申し上げることは難しいと思っておりますので、コロナ禍の状況そして今ならいけるかもしれない、任期内に間に合うかもしれないという判断も兼ねて委員長、副委員長にお任せいただきその時には議長、副議長、大淵座長ともお話を重ねながら任期内に間に合うのであればタイミングを見て上程をすることは可能かと思えます。ただ先ほども申し上げたとおり任期内に選挙というのも絡んできますし難しければその判断を次回の任期の方にお任せするという判断も兼ねてお任せお願いたいと申し訳ありませんがそういう考えでおります。それを明確にできればよろしいのですがそれをタイムスケジュールを組めるという状況ではありませんしこの議論を始めているということも新聞等マスコミに入ると今なぜそれをやらなければならないかという議論も起こる可能性もあると私は考えておりますのでどうかご理解をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 報酬の件に関してはいろいろな会派の考え方があってまとまりきれないかもしれませんが。ですから委員長が言われるとおり適宜、そのときの判断の中で行っていただければいいと思うのですが、定数の問題については議論を進めていかなければいけないときかと思えます。私たちの任期の中で人口減少化において私は個人的な思いとしては、こういった人口が減ってきてても仕事量が減ってきているかということこういった緊急的なものが入ってきたときには、ある程度の人数で議論しなければならないような場面も想定されるので決して定数減に賛成するわけではないのですけれども、議会改革の中でのっている部分ですから定数については、一度議会で議論しておくべきことかと考えますけれども、議長はその辺はいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 松田議長。

○議長（松田謙吾君） 前から我々の会派のことばでいうと人口も減ってきている、それからなり手がいないここが一番の争点だったのです。それから前期までは200日余り議会をやっておりました。私が議長になったときにこんなにやる必要はない元に戻すべきだと言ったら案の定、今、70日ぐらいになっています。これは前々期までと同じ数になったわけです。大体70日、80日です。こういうことからいくと200日もやっていた頃は議員報酬も上げなければならないし定数を削減する必要は忙しくてありませんでした。ところがコロナと同時に前々期ぐらいの開催日数になっています。今、何が一番の問題かという人口が減ると同時になり手がいないというのが、白老町ばかりではなくどこでも大きな問題です。私は前期に言ってきたことは議員定数を減らして減らした分を議員報酬に上乘せしてはどうか。おそらく2人減にすると1,000万円ぐらいのお金になると思います。それを山分けするような形で、いうなれば議員報酬を上げて少し魅力のあるものにして議員のなり手をといる私たちの考えがありました。それからいくと今はどう考えても今回、議会の中で若手が2人出ました。結構、新鮮な意見も出ますし活躍をしている姿を見ると若い者が議会に出る効果というのはすごいと私は思っております。その中で今の議員報酬で専任の議員になれば食べていけるのかということが出てくるわけです。ですから私は私の会派でよく前田委員のほう詳しく話せるのでしょうが何らかの形で子供のいる議員には子ども手当を出す方法はないものか、1人に5万円、2人目に3万円とかそういうことをしなければ私は議員のなり手、若者のなり手は絶対にいないと考えております。私はそういうことを含めて、議員定数も含めて、子ども手当のようなものを付け加えていくような方法でもしない限り議員のなり手不足は解消しないのではないかと思っておりますし、今もご意見が様々出ていましたけれどももうやらなければならないのです。次の改選までに改選期に変わろうとするのであればもうやらなければならないのです。私は来年度からとっていったら先ほど言っていた4年ではなく8年このままになるのではないかという話もありましたけれども、そういうことからいくとそういうものも含めて必ずしもコロナだからどうのこうのではなくそういうものも含めて、私はもうやらなければならないとは思っています。新しい提案ですが全国で初めてだと思いますが、子ども手当ぐらい若者につけてやるぐらいのそういうものの考え方でやる方法しかないと思っております。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 冒頭の委員長のお話は理解しました。先ほど申し上げたようにこの時期を逃して結局はまた伸び伸びになって4年間、さらにまた8年間抜けてしまうのです。間違いない事実です。そこになり手不足も含めて議長のお話もあったわけです。我々の3人の会派の中でもこれから結婚しなければいけない議員もいるわけです。これからのなり手不足の中で若手が挑戦するとなればそういったことも考慮しなければいけない。これは先輩議員の務めだと思うのです。次期にお任せしますという委員長の発言はありましたがそれはあまりにもまずいと思っております。やはりもう少し真剣に取り組んでもらえるような形をとっていただきたいのです。我々の会派で議論したのですが切実な問題もあるのです。我々地方議員というのは働きながらの活動が認められているのです。そういう意味からすると確かにほかに収入があればいいのですけれども、なかなか今の厳しいご時世に働きながら議会活動するというのは非常に厳しい状況にあると思うのです。そういうことも含

めて考慮するならば定数問題も副議長からもありましたけれども、定数だけを捉えてやってはいけないと思います。単に減らせばよいというのではなくて、やはり議員一人一人の切実な若者対策、なり手不足の部分もしっかりと議論していく、進めていく、こういうことでないと結局は我々の責任を果たしていないという思いであります。もう一つは自治法の中でやはり子ども手当ですとかそういう部分は厳しいのだそうです。皆さん簡単には言うのですが法的に難しいのだそうです。そういうことからすると我々が責任をもって議員報酬を上げるとか政務調査費できちんと対応するとかそういう形しか取れないのです。若手の議員からすると非常に厳しい状況なのです。そういったことも踏まえてぜひ議長、委員長も含めて取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 今回、前回までの話がここに示されて終わる予定でしたがここまでの意見が出るのでしたら今一度持ち帰っていただいて、もう一度正副委員長、私も入りますがその辺の話を議論して議会運営委員会の中で議論させていただいたほうがよいのではないのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 先ほど私も冒頭からご意見を述べさせていただきましたが議長、副議長そして大淵座長、副委員長とお話してタイミングが悪いと皆さんにご提示させていただきましたが、皆さんからタイミングというよりもこれを後に延ばす方が今期が終われば3期ぐらい延びてきていることも事実です。そういう形になろうかと思えます。定数はこれまでもやってきておりますが、報酬というところも一緒に考えて報酬を上げたという形にはなってございません。皆さんからいろいろなご意見をいただきました。報酬ですからいろいろな手当がつくかといえばこれは法律的に難しいことだろうと私も思います。そういうことも兼ねて皆さんとご相談させていただきながらも一度皆さんにこの件に関しましてご報告をさせていただいて進め方は検討したいと思えますがよろしいでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） それは私、冒頭に今の議員の報酬なのかという言い方をしたのです。ですから将来的な部分であればコロナ禍であっても議論するという建前論としてはよいのかと思っていたのです。それで私たちが言っているのは報酬云々であればそういう状況にありますけれども、報酬を上げるとすれば当然皆さん議員さんもいろいろな状況を認識して説明されていましてけれども、当然、そうすると議員としても上げる部分についてはいいけれども当然、町民からすれば議員が血を流したかと、痛みを感じましたかと出てくるのです。そういう部分と合わせて考えなければいけないということです。それと今、及川委員と議長から話がありました子ども手当的なもの話はそれを政務調査費にするかどうかは別にして、なぜかというところでも議論されていましてけれども議会は定年して年金をもらっている人しか議員になれないのかという議論が多くの見方あったのです。そうすると仮に高校生までいる子供たちに対して何らかの報酬に変わる生活部分、教育費部分、そういう部分を手当てしてあげると若い人も出てくるのではないかという考え方だったのです。国でいう単なる児童手当という意味ではありません。そういう部分の提案というのは前から言っているように議会事務局でも調査してほしいのですが地方自治法上から言葉上の手当的な文言にしたら制限があるかもしれないので、今言った趣旨の部分のようなものが地方自治法には触れていない、自治体の条例化をすれば可能だということがあればそれを整理して欲しいのです。そう

いう意味で申し上げているのです。そうすると我々年齢層がある程度高い人で年金があって生活している人しか出られないということにはならないのです。その裏返しとして若い人が出るときにそういうものをつくってあげるという部分の報酬のあり方がどうなのだとすることを議論すべきだと私は思うのです。それを局長に調べて欲しいのです。それを正副委員長がこれからテーブルに上げようということになったら別なのですが、そういう部分があるのかということ。当然痛みも必要だという部分を考える必要があるのかと思います。

○委員長（小西秀延君） 松田議長。

○議長（松田謙吾君） 職員の給与も白老町は全国の中でも財政的に厳しいですから給与を削減していますが本来はしてはいけないのです。しかしまちの財政が苦しくなれば独自でやるわけです。超過税率にしてもそうなのです。よその町ではきちんと決められているのです。固定資産税1.4%と決められているのです。しかし白老町は1.7%とっているのです。そういうことからいくとまちが独自に新たに決めれば良いと思うのです。法律はだめなのです。職員給与にしてもまちが独自に決められるのです。払えないのだと言って。超過税率を町民から今1.7%にしてとっているのです。国の決まりはそうかもしれませんがそれができないということはないと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 中身についてはいろいろな検討が可能かと思えます。報酬と手当はまた明確な部分があるのかないかをきちんと調べないといけません。中身についてはまた改めてそのときにやりたいと思えますがこの進め方についても一度皆さんとお話合いをもって今後の進め方を検討させていただきたいと思えます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 次（2）、本間事務局長お願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 視察の受入対応につきましてお諮りさせていただきたいと思えます。9月30日で緊急事態宣言が解除になったところでございます。それで早速というところで記載のとおり登別市7名で11月10日、有田町5名ということで11月17日のオファーが来ています。現在は保留にしております。先般、議長ともご相談させていただいた中でコロナの感染対策をまずもってきちんと踏まえながら対応をとるところもございまして、本日、議会運営委員会の中でご意見を賜りながら進めていくべきかどうかということもございまして、今回、お諮りさせていただきたいと思えます。参考までに有田町は佐賀県にございますが昨年、全国町村議会議長がこちらに視察に来られたかと記憶されているかと思えますが、ちょうどその自治体の議長の有田町ということでそういった関連がありまして是非とも通年議会の視察、それからウポポイもあってということで観光面という議会改革と観光行政で来たいという思いがあって今回オファーがあったということ参考までに申し上げたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） この視察の受入に対してコロナ禍にあるということも考慮に入れてということでございますが、受け入れるかどうかということでございます。ご意見あります方はどうぞ。氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 登別市にしても有田町にしても来られる方々についてはワクチンの2回接種は終わっているということが前提になると思うのですけれども、そういう考え方でよろしいですか。もしそうであれば私は何の問題もないと思えますし受入側の感染対策をしっかりしながら、



こういった時期に少しでも町にお金を落としていただくような形をとっていただくのが私はいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 正式に全て確認は取っておりません。そういった前提で進めることが対策の一つだと思いますので、正式に証明書まではきちんとした対応にはなっておりませんが、最低限、口頭になるのかというところできちんと対応することは前提とさせていただきたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） それでは2件視察を受け入れさせていただきます。

最後（3）次回開催についてですが、これは先ほど皆さんと協議を重ねております議案説明会が終わった後の議会運営委員会ということになりますので、これはそれと同時に皆さんにご案内をさせていただくという懸案に同じものになろうと思いますので、よろしく願いをいたします。これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ではそのように取扱をさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、議会運営委員会を終了いたします。

（午後 2時17分）